

わが社の運輸安全マネジメントの取り組み

A

毎年度等、下記の具体的な取組方策を定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善措置等必要な方策を立てたときに掲示し直します。

●わが社の事故防止のための安全方針

法令を遵守し車間距離・法定速度に常時留意しエコドライブを実行し交通環境及び安全輸送を心がけ事故ゼロに努める。

●社内への周知方法

社内・ドライバー休憩室・事務所その他 誰もが分かりやすく見えやすい所に掲示し社員一同が周知する、またPC会社案内の中にも毎年更新し記載します。

●安全方針に基づく目標

別紙にて安全目標・年度を掲載・参照

●目標達成のための計画

各ドライバーに それぞれ与えられた燃費向上目標・安全輸送目標を新年度1回目の安全会議にて発表し毎月の安全会議にて月間報告し目標達成の意識向上を計る。

●わが社における安全に関する情報交換方法

毎月定期に行う安全会議にて安全に関する(ヒヤリハット)意見交換を全ドライバーと実施し安全輸送を徹底する。

●わが社の安全に関する反省事項

昨年度の目標は達成しているが以前と軽度(当てる・こする)の事故があり重大事故になる前に軽微な問題点も社内全体で周知し取組みを提言しこれを実行します。

●反省事項に対する改善方法

安全輸送上の問題があれば ただちに改善案を提言し独自の工夫や意見をもって全社員が取組むとともに発生した事故は速やかに社内掲示注意し喚起する。

B

毎年度、下記の取組状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

●わが社の安全に関する目標達成状況

令和2年度 目標	飲酒運転等	人身事故	物損・商品事故等	燃費目標達成者
	0件	0件	6件	20名
令和元年度 結果	0件	0件	11件	20名

●わが社の事故に関する情報

令和元年度、法令自動車事故報告規則による重大事故は 0件でした。しかし物損・商品事故等が 11件発生しており改めて令和2年度は物損・商品事故目標以下を達成する様に全ドライバーはもとより協力会社とも法令遵守で安全輸送に徹底します。

(注)輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく警告書等(写)、改善報告書(写)を社内及び営業所等に掲示等により公表すること。

日付: 令和2年 4月 1日

会社名

名宝陸運(有)本社営業所

代表者名

代表取締役
岡田 政弘